

（最高速度表示灯）

第299条の2 最高速度表示灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第66条の17第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、最高速度表示灯の照明部の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」に定める基準を準用するものとする。

一 最高速度表示灯は、昼間にその前方及び後方25mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、その光源が15W以上で照明部の大きさが7cm²以上であり、かつ、その機能が正常である最高速度表示灯は、この基準に適合するものとする。

二 最高速度表示灯の灯光の色は、緑色であること。

三 最高速度表示灯の照明部は、最高速度表示灯の中心を通り特定小型原動機付自転車の進行方向に直行する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに最高速度表示灯の中心を含む、特定小型原動機付自転車の進行方向に平行な鉛直面より最高速度表示灯の内側方向20°の平面及び最高速度表示灯の外側方向80°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。ただし、特定小型原動機付自転車の前面又は後面の中心に備えるものにあつては、最高速度表示灯の中心を通り特定小型原動機付自転車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに通行区分識別灯の中心を含む、特定小型原動機付自転車の進行方向に平行な鉛直面から左右にそれぞれ80°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものとする。

四 最高速度表示灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。

2 保安基準第66条の17第2項の告示で定める速度は、6km/h又は20km/hとする。

3 最高速度表示灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第66条の17第3項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、最高速度表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」に定める基準を準用するものとする。

一 最高速度表示灯は、速度抑制装置が作動する速度が6km/hを超える場合は、常に点灯するものであること。また、速度抑制装置が作動する速度が6km/h以下の場合に限り、常に点滅するものであること。この場合において、毎分60回以上120回以下の一定の周期で点滅するものであること。

二 最高速度表示灯は、車両中心線を含む鉛直面に対して可能な限り対称の位置に取り付けられたものであること。ただし、車体の形状自体が左右対称でない特定小型原動機付自転車に備える最高速度表示灯にあつては、この限りでない。

三 最高速度表示灯（後方に照射するものを除く。）の中心は、地上0.4m以上となるように取り付けられていること。

- 四 最高速度表示灯（後方に照射するものを除く。）は、その照明部と前照灯の照明部とを特定小型原動機付自転車の横断面（車両中心線に直交する鉛直面をいう。第312条の2及び第326条において同じ。）上に投影したときの距離が、100mm以上となるように取り付けられていること。
- 五 最高速度表示灯は、原動機が作動している場合に、常に点灯又は点滅している構造であること。
- 六 最高速度表示灯は、当該特定小型原動機付自転車から容易に取り外しができないように取り付けられていること。
- 七 最高速度表示灯は、方向指示器を兼ねることができる。
- 八 方向指示器と兼用の最高速度表示灯は、方向指示器とさせている場合においては、第1号の基準にかかわらず、方向の指示をしている側のものが消灯する構造であること。
- 九 最高速度表示灯は、第1項に掲げた性能を損なわないように取り付けられなければならない。この場合において、最高速度表示灯の灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がた等があるものは、この基準に適合しないものとする。